



cutting through complexity

ITGは、適用上の論点に関する審議を開始した。解釈上の論点の多くは合意に達したようであるが、議論を通じて実務上の困難が明確化された。



金融商品の減損に関する審議の動向

本ニュースレターは、2015年4月におけるIFRS第9号「金融商品」の減損規定に関するITGの審議の概要を解説しています。

金融商品の減損に関する新たな予想信用損失モデルは、現行の実務を根本的に変更するものである。

市場関係者が適用上の論点に対処できるようにするために、IASBは金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)を立ち上げた。

ITGは2015年4月に最初の実質的な会議を開催し、市場関係者から提出された8つのトピックについて話し合った。最も概念的な議論を生じさせた論点は以下に関するものであった。

- IAS第10号「後発事象」の修正を要する後発事象に関するガイダンスを、報告日以後(ただし、財務諸表の公表が承認される前)に入手可能となる将来の経済状況についての予測に適用すること(アジェンダ・ペーパー2)
- リボルビングの与信枠によって企業が信用リスクにさらされると予想される期間の決定に、信用リスク管理の活動の影響を織り込むこと(アジェンダ・ペーパー4)

その他の論点に関して、ITGメンバーは基準書の解釈に概ね合意したようである。ただし、場合によっては要求事項を適用する際に実務上の困難が伴うことを強調した。

IASBは、提出された論点のそれぞれについて、対処する必要があるとすればどのように対処するかについて検討する予定である。

ITGの次の会議は2015年9月16日に予定されている。

ITGの審議の状況

これまでの経緯

IFRS第9号「金融商品」によって導入される金融商品の減損に関する新たな予想信用損失モデルは、銀行がローン・ポートフォリオに係る信用損失を会計処理する方法、並びに関連するシステム及びプロセスに重大な影響を与えることになる。

市場関係者が適用上の論点に対処できるようにするために、IASBは金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)を立ち上げた。

ITGは2015年4月に最初の実質的な会議(本ニューズレターにおいて、その内容を説明している)を開催した。今後は2つの会議が2015年9月16日と12月11日に予定されている。現在のところ、2015年12月末以降の会議の予定はない。

ITGについて

ITGの目的¹は、以下のとおりである。

- 市場関係者から適用上の論点を聞き出し、分析及び審議を行う。
- これらの適用上の論点をIASBに報告し、IASBがこれらの論点に対処するために、措置を講じる必要があるとすればどのような措置かを決定できるようにする。
- 市場関係者が適用に関与した他の関係者から新たな減損規定について学ぶための公開フォーラムを開催する。

ITGは基準設定の権限を有しておらず、IASBに助言を提供することを目的としている。ITGメンバーには、銀行及び監査法人の代表者が含まれている。

特定のIASBのメンバー、並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構の代表者も、ITG会議のオブザーバーである。IASBのメンバーが会議の議長を務めている。

IASBのスタッフが作成するITGのアジェンダ・ペーパーは一般に公表されており、すべての会議が公開されている。議事録も一般公表される予定である。

2015年4月のITG会議の内容

2015年4月の会議では、以下のITGに提出されたアジェンダ・ペーパーに関する審議が行われた。

アジェンダ・ペーパー		頁
1	予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間	4
2	将来の経済状況の予測	6
3	ローン・コミットメント適用範囲	8
4	リボルビングの与信枠	9
4.1	予想信用損失の測定に用いる適切な期間の決定	9
4.2	信用リスクの著しい増加を評価するための当初認識日の決定	11
5	保証付負債性金融商品の信用リスクの著しい増加の評価	12
6	発行された金融保証契約の予想信用損失の測定	13
7	予想信用損失—測定日	14
8	条件変更された金融資産の予想信用損失の測定	15

IASBのスタッフは、4月の会議のカットオフ前に提出された14件のアジェンダ・ペーパーとカットオフ後に提出された2件のアジェンダ・ペーパーを受理したことを会議で報告した。提出された14件のうち6件は、ITGによる審議の対象として適格ではないとみなされた。

提出された論点の詳細な説明に加えて、一部のITGメンバーは、多くのアジェンダ・ペーパーがその随所で重要性について言及していたことを指摘した。重要性は財務諸表のすべての側面に適用されるため、また、いくつかの論点に関して一部のアジェンダ・ペーパーで言及され、その他のアジェンダ・ペーパーでは言及されないことは、重要性の概念がこれらの論点に異なって適用されている印象を与えかねないため、このような言及は削除すべきであることが示された。

¹ ITGの目的及び活動の詳細については、IASBの[ウェブサイト](#)で提供している。

次のステップ

ITGメンバーは、審議した論点の多くについて合意に達したようである。しかし、一部の論点はより困難を伴うことが分かり、KPMGは次のステップ並びに追加的なガイダンス及び設例の要否に関してIASBのスタッフが十分な検討を行うことを期待している。この検討は、以下の事項についての検討を含んでいる。

- IAS第10号の修正を要する後発事象に関するガイダンスを、報告日以後(ただし、財務諸表の公表が承認される前)に入手可能となる情報に適用する方法(アジェンダ・ペーパー2)
- リボルビングの与信枠によって企業が信用リスクにさらされると予想される期間の決定に、信用リスク管理の活動の影響を織り込む方法(アジェンダ・ペーパー4)

IASBは、提出された論点のそれぞれについて、対処する必要があるとすればどのように対処するかについて検討する予定である。

このニュースレターの記述及び要約は、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)の会議視聴によるメモに基づいています。このニュースレターは、最終的な関連記録の原文またはITG審議の正式なサマリーまたは議事録の代用として取り扱わないようご注意ください。最終的な関連記録の原文及びITG審議の正式なサマリーまたは議事録は、本ニュースレター公表時には入手不能であり、内容が相違する可能性があります。企業は、適用する規定やボード会議及びITG会議の正式な議事録の原文を参照するとともに、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

1. 予想信用損失を測定する際に考慮すべき 最長の期間

【問題の所在】

IFRS第9号においては、予想信用損失が測定される最長の期間は通常、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間(延長オプションを含む)であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、その長い期間ではない。

ただし、以下の両方の特徴を有する金融商品は例外となる。

- ローンと未使用コミットメント部分の両方を含んでいる。
- 企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力は、企業のエクスポージャーを契約上の通知期間に限定しない(IFRS第9号第5.5.20項)。

このような金融商品について、かつ、このような金融商品についてのみ、企業は、当該期間が最長の契約期間を超えて延長される場合であっても、予想信用損失を企業が信用リスクに晒される期間にわたり測定しなければならない。この例外は、クレジットカード等のリボルビング信用枠と関連付けて説明されることが多い(本ニューズレターの[セクション4.1](#)を参照)。

ITGIに提出された論点には、銀行が明示された満期が短い(例:6ヶ月)貸付けを行うが、貸手または借手のいずれかが異議を唱えない限り、その貸付けは自動的に繰り越されるという事例が含まれていた。実務において、このような貸付けの多くは、極めて長い期間(例:30年)にわたり継続される。当該貸付金は銀行によってポートフォリオ・ベースで管理される。

内部リスク管理目的で、これらの貸付金は契約期間よりも長い期間のエクスポージャーとみなされる。契約上の延長オプションが貸手の異議がないこと(lender's non-objection)を条件とする場合に、IFRS第9号に基づいて予想信用損失を測定する際に銀行が考慮しなければならない最長の期間とはどのようなものか、という質問がITGIに提示された。

ITGメンバーは考慮すべき適切な期間は契約期間であり、予想に基づくそれより長い期間ではないことについて合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
考慮する適切な期間とは	ITGメンバーは、以下について合意したようである。 <ul style="list-style-type: none">■ 上述の事例に関する適切な期間は契約期間(すなわち、次の明示された満期日まで)であり、予想に基づくそれより長い期間ではない。■ この事例は、ローンと未使用コミットメントの両方を含む特定の金融商品に関するIFRS第9号第5.5.20項の限定的な例外に該当しない。なぜなら、この例外規定はリボルビング信用枠への適用を意図しているからである。
第5.5.20項の例外規定が適用されないのは何故か	ITG会議の議長は、この例外規定はその存続期間にわたり使用される金額が変動するリボルビング信用枠(例:借手が0から100の間で使用することができ、その金額が増減する100の信用枠)への適用を意図したものであると説明した。 このようなケースでは、使用金額を後に変更できる限り、信用枠が全額使用されたか、または残高がないかは問われない。しかし、この事例において借り入れた金額は変動していない。

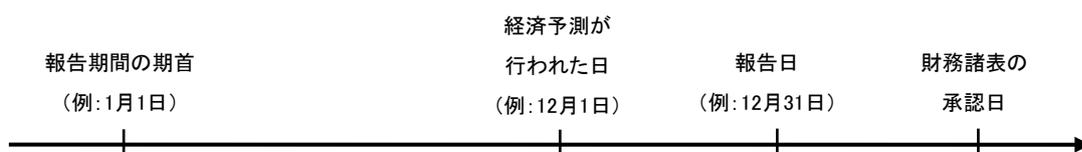
論点	ITGの審議事項
商品の明示された契約期間が実質的であるか否かの検討	<p>ITGメンバーは、商品の明示された契約期間が実質的であるか否かを判断するには、追加的な分析が必要となる可能性があると考えた。例えば、規制上または法律上の要求事項により貸手が契約に明示された満期を実行することができない場合、その契約期間は実質的ではない。</p> <p>ITGメンバーは、明示された満期が実質的である場合に限り、当該満期を最長の期間とみなすべきだと考えた。</p>
延長オプションには何か含まれるか	<p>一部のITGメンバーはまた、IFRS第9号は、最長の契約期間を決定する際に関連する延長オプションが借手のみが利用できるオプションであるか、または貸手も利用できるオプションであるかについて明確にしていないと述べた。</p> <p>しかし、ITGメンバーは、IFRS第9号が「企業が信用リスクに晒される最長の契約期間」に言及しているため、また、貸手のオプションは貸手が信用リスクに晒される期間に影響を与えないため、この目的上、借手のオプションのみが延長オプションとみなされるべきだとの意見で合意したようである。</p>
残存期間が極めて長期の商品に関する断絶の可能性	<p>一部のITGメンバーは、残存期間が極めて長期の商品の予想信用損失を測定する際に、より短期の契約期間を用いるケースについて検討した。これらのメンバーは、このようなケースでは、リスク管理目的で考慮する期間と予想信用損失の測定目的で考慮する期間との間の断絶が生じる可能性があることを指摘した。</p>

2. 将来の経済状況の予測

【問題の所在】

IFRS第9号においては、信用リスクの著しい増大を判定し予想信用損失を測定する際に、企業は将来の経済状況の予測を考慮する。しかし、事象や新たな情報が経済状況の予測が行われた日より後に生じる場合はどうだろうか。新たな情報は以下のいずれかの期間に入手可能となることが考えられる。

- 経済予測が行われた日から報告日までの期間
- 報告日から財務諸表の承認日までの期間



IFRS第9号は、予想信用損失の測定に報告日時点で入手可能な情報を反映することを要求している。IFRS第9号は、報告日時点で存在した状況についての情報を提供しているか否かに基づいて修正を要する事象と修正を要しない事象とを区別するIAS第10号の一般的なガイダンスを変更するものではない。

ITGメンバーは、報告日以後(ただし、財務諸表の公表が承認される前)に入手可能となる情報の取り扱い、困難であり判断が必要となる問題であることを認めた

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
減損損失の測定における新たな情報の役割	<p>一部のITGメンバーは、減損損失が様々な可能性のある結果を評価し、それらの結果に発生確率を割り当てることによって見積られると考えた。新たな情報によってこれらの見積りに関する経営者の見解が変更されない限り、以前の予測は修正されない。</p> <p>ITGメンバーは、新たな情報をモニタリングし以前の予測に対する必要な修正を承認するための正式かつ強固なプロセス及びコントロールを有していることは、企業にとって重要であると指摘した。</p>
予測日から報告日までの期間に入手可能となる情報	<p>ITGメンバーは、経済予測が行われた日から報告日までの期間に入手可能となる情報は、様々な可能性のある結果及びその発生確率についての経営者の評価に影響を与える場合には考慮しなければならないという点で合意したようである。</p> <p>これは、IFRS第9号が報告日時点で入手可能な情報を用いることを要求しているためである。</p>
報告日以後に入手可能となる情報	<p>報告日から財務諸表の公表の承認日までの期間に入手可能となる情報の取扱いは、より困難な問題として認識された。</p> <p>一部のメンバーは、企業が様々な可能性のある結果及びその発生確率の評価において、不確実性または新たな情報に関連する事象が考慮されているか否かについて決定しなければならないことを強調した。こうした事象が報告日時点で入手可能な証拠に基づいて適切に考慮されている場合は、修正が求められる可能性は低い。企業はIAS第10号の要求事項を考慮したうえで判断する必要がある。</p>

論点	ITGの審議事項
<p>報告日以後に入手可能となる情報(続き)</p>	<p>ITGメンバーの1人は、IAS第10号における設例(例:借手の破産に関する設例)は本来、発生損失モデルに関して設定されたものであると指摘し、予想信用損失モデルとより合致する設例を追加することによってIAS第10号を改善することができるかと提案した。出席していたIASBメンバーの1人は、IASBがこの分野に関する教育文書(educational material)が有用か否かについて検討すると答えた。</p> <p>一部のITGメンバーは、すべてをモニタリングすることを銀行に要求しないように注意喚起した。</p> <p>適切な開示の重要性は認識された。</p>

3. ローン・コミットメント — 適用範囲

【問題の所在】

IFRS第9号の減損規定は、純損益を通じて公正価値で測定するローン・コミットメント及び市場金利を下回る金利でローンを提供するローン・コミットメントを除くすべてのローン・コミットメントに適用される。IFRSは「ローン・コミットメント」の定義を明確にしていないが、IFRS第9号の結論の根拠において「ローン・コミットメントは事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定である」と記載している。

IFRS第9号は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIAS第17号「リース」の範囲に含まれる特定の取引をその適用範囲から除外することを明記している。

ITGに質問を提出した市場関係者は、IFRS第9号の減損規定が以下に適用されるか否かについて情報を求めた。

- ファイナンス・リースの起算日から開始日までの期間における貸手のコミットメント
- ストア・カードの発行を通じて、顧客が将来において小売業者から財またはサービスを購入する場合に、その顧客に信用を供与する小売業者の契約

ITGメンバーは、金融商品であるローン・コミットメントのみがIFRS第9号の適用範囲に含まれることについて合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
信用供与のコミットメントがIFRS第9号の減損規定の適用対象となるか否かを判断する方法	<p>ITGメンバーは、ある取引がIFRS第9号の減損規定の適用範囲に含まれるローン・コミットメントか否かを判断するために、企業が以下の質問に答えなければならないことについて合意したようである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ その取引はローン・コミットメントか ■ 金融商品の定義を満たしているか ■ その契約はIFRS第9号の適用範囲から明示的に除外されているか
ファイナンス・リースの起算日から開始日までの期間における貸手のコミットメントがIFRS第9号の減損規定の適用対象となるか否か	<p>ITGメンバーは、ファイナンス・リースの起算日から開始日までの期間における貸手のコミットメントがIFRS第9号の減損規定の適用範囲に含まれるローン・コミットメントではないという点で合意したようである。</p> <p>これは、リース開始日までは、貸手はリース資産を借手に提供しないため、金融商品が存在しないからである。</p> <p>一部のITGメンバーは以下も指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号は、IAS第17号が適用されるリースに基づく権利及び義務をその適用範囲から除外している(ただし、IFRS第9号の適用範囲外とならない一部の特定の項目は除く)。 ■ 提出された論点において説明されたコミットメントは、上述の特定の項目には該当しない。

論点	ITGの審議事項
<p>ストア・カードの発行を通じて、顧客に信用を供与する小売業者の契約がIFRS第9号の減損規定の適用対象となるか否か</p>	<p>ITGメンバーは、顧客が将来において財またはサービスを小売業者から購入する場合に、その顧客に信用を供与する小売業者の契約は、IFRS第9号の減損規定の適用範囲に含まれるローン・コミットメントに該当しないことについて合意したようである。</p> <p>これは、小売業者が顧客に財またはサービスを提供するまでは、この契約は金融商品ではないからである。また、財またはサービスを販売する義務が小売業者になれば、確定約定は存在しない。</p>

4. リボルビングの与信枠

4.1 予想信用損失の測定に用いる適切な期間の決定

【問題の所在】

リボルビングの与信枠は、IFRS第9号における例外規定²(本ニューズレターの[セクション1](#)を参照)が適用されるため、その予想信用損失は、最長の契約期間を超える期間でも、企業が信用リスクにさらされる期間にわたって測定される。

この論点を提出した市場関係者は、報告日において、金融商品の75%がステージ³、20%がステージ⁴、5%がステージ⁵であるクレジットカードのポートフォリオを例に挙げた。提出者は、予想信用損を算定するために、各ステージにおける金融商品の期間をどのように見積るのか質問した。

ITGメンバーは、「残存期間」と「企業が信用リスクにさらされると予想される期間」の概念的な違いについて審議した

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
リボルビングの与信枠の期間が終了する時点	一部のITGメンバーは、企業は金融商品の残存期間を見積るために、リボルビングの与信枠の終了時点を検討しなければならないことを指摘した。 終了するのは以下の時点か。 <ul style="list-style-type: none">■ 口座が閉鎖される時点■ 商品が変更される時点(例:学生用クレジットカードから標準的なクレジットカードへの変更)■ 規約の改定が行われる時点 IFRS第9号の認識の中止に関する要件を検討しなければならない(本ニューズレターの セクション4.2 を参照)。
どの期間が分析に関連するか	一部のメンバーは、以下の期間には違いがあると述べた。 <ul style="list-style-type: none">■ デフォルト時エクスポージャーを見積るために、与信枠の使用について見積りを行った期間(ステージ1の金融商品の場合は、この期間は12ヶ月に限定される)■ 予想信用損失を測定するためにデフォルト率を検討した期間(すなわち、IFRS第9号第5.5.20項に従って、12ヶ月または信用リスクにさらされる期間)■ 測定においてキャッシュ不足額を検討した期間(すなわち、上記の予想信用損失を測定するためにデフォルト率を検討した期間において発生しうる不履行事象に関連するすべてのキャッシュ不足額の発生時期、実質的には残存期間すべて)

2 IFRS第9号第5.5.20項

3 すなわち、IFRS第9号第5.5.5項に従って12ヶ月の予想信用損失に等しい信用損失引当金の対象である。

4 すなわち、IFRS第9号第5.5.3項に従って残存期間にわたる予想信用損失に等しい信用損失引当金の対象である。

5 すなわち、IFRS第9号付録Aにおいて定義された信用減損(credit-impaired)

論点	ITGの審議事項
<p>企業が信用リスクにさらされると予想する期間の見積り</p>	<p>ITGメンバーは、企業がIFRS第9号第5.5.20項を適用する場合、以下の期間にわたる見積りを行わなければならないことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が信用リスクにさらされると予想される期間 ■ 信用リスク管理上の活動によっても予想信用損失が避けられない期間 <p>これによれば、企業は、金融商品の信用リスクが増加した場合に実行が予想される信用リスク管理上の活動を考慮することが求められる。</p> <p>一部のメンバーは、信用リスク管理上の活動を考慮することにより、当該期間がエクスポージャーの残存期間とは異なることもありうると考えた。これは、特定の日において、企業が(例:信用リスク管理のシステム上、特定のローンに要注意のフラグが立ったなどの理由で)与信枠の見直し及び終了を行う機会があるのであれば、その特定の日がエクスポージャーの存在する最長期間の終了日に該当すると考えたためである。</p> <p>ただし、他のメンバーは、「残存期間」とIFRS第9号第5.5.20項に規定される期間の概念的な違いを理解することができなかった。他のメンバーは、当該期間は、実際に実施することが予想される企業の信用リスク管理上の活動を反映させるべきであると考えていたためである。</p> <p>この論点は、実務的に困難な領域であることが指摘された。一部のメンバーは、この論点については、追加的なガイダンスや例示が役立つと考えた。</p>

4.2 信用リスクの著しい増加を評価するための当初認識日の決定

【問題の所在】

金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加したか否かを評価するために、企業は当初認識時に信用リスクを評価することが求められる。このため、企業は、金融商品の当初認識日を特定することが求められる。

ローン・コミットメント及び金融保証契約の当初認識日は、企業が取消不能なコミットメントの当事者となった日である。

減損規定の適用において、ローン・コミットメントのその後の使用により認識された金融資産は、新たな金融商品ではなく、ローン・コミットメントの継続として取り扱われる。

リボルビングの与信枠の当初認識日を特定する場合、適用上の問題が生じる可能性がある。これは、与信枠の期間中に与信条件の変更が行われることによって、認識の中止及び新たな金融商品の認識が求められる可能性があるからである。例として、以下のような条件変更が含まれる。

- 異なる種類の商品への変更(すなわち、学生用クレジットカードから標準的なクレジットカードへの変更または標準的なクレジットカードからプレミアム・カードへの変更)
- 与信限度の変更

ITGメンバーは、IFRS第9号の規定は明確であること、また、実務上の適用及び判断において困難が懸念されるという意見で合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
過去データの検証	この過去データの検証は、何年にも遡るデータの検証作業が含まれる可能性があるため、実務上は相当な困難となる。ただし、企業は、移行時の免除規定を利用できることが確認された。例えば、IFRS第9号は、移行時に、過度のコストまたは労力を費やさずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を検討することにより、当初認識時の信用リスクを推定することを認めている。
現行規定の明確化	ITGメンバーは、以下の内容について合意したようである。 <ul style="list-style-type: none">■ IFRS第9号の規定は明確である(すなわち、大幅な条件変更により金融商品の認識が中止された場合を除いて、当初認識日は与信枠の契約書へのサイン日である。ただし、条件変更後の与信枠について認識を中止することが適切か否かを判定するためには判断が必要となる)。■ 実務上の適用は困難である(例:長期間にわたるトラッキングの必要性)。

5. 保証付負債性金融商品の信用リスクの著しい増加の評価

【問題の所在】

IFRS第9号では、信用リスクが著しく増加したか否かの評価は、予想信用損失額の変動ではなく、不履行リスクの変化に基づいて行われる。

これは、期日に契約上の支払いを行おうとする債務者の経済的インセンティブが、担保価値の変動によって減少することが見込まれる場合を除いて、担保の利用可能性は関係しないことを意味している。

ITGIに提出された論点は、契約条件に一体不可分な金融保証契約が付された負債性金融商品に関するものであった。論点を提出した市場関係者は、当該金融商品の信用リスクが著しく増加したか否かの評価に、保証による回収の見込みを検討すべきか否か質問した。

IFRS第9号は、金融商品の契約条件に「一体不可分な」保証の概念について触れられていない。

ITGメンバーは、保証付きの金融商品の信用リスクが著しく増加したか否かの評価に、保証による回収の見込みを考慮しないという意見で合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
信用リスクが著しく増加したか否かの評価に、保証を考慮すべきか？	<p>ITGメンバーは、金融商品の信用リスクが著しく増加したか否かの評価は債務者の不履行リスクの変化に基づいて行われるため、その評価に、保証による回収の見込みを考慮しないことはIFRS第9号において明確であるという意見で合意したようである。</p> <p>ただし、保証は、債務者が期日において支払いを行う可能性に影響を与える範囲で検討する。例えば、親会社が子会社の債務を保証する際に、親会社は、子会社を債務不履行にさせて保証に基づく支払いを行うよりも、子会社の債務の支払いが可能となるように資金提供を行うことが親会社の利益に合致する場合などがあるためである。</p>

6. 発行された金融保証契約の予想信用損失の測定

【問題の所在】

この論点は、保証料が保証期間にわたって発行者に支払われる、発行された保証について質問するものであった。提出者は、保証の発行者が予想信用損失の測定に将来の受取保証料を含めるべきか否かの確認を求めた。

ITGメンバーは、予想信用損失の測定に、金融保証契約に基づく受取保証料のキャッシュフローを含めるべきではないという意見で合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
予想信用損失の測定に、金融保証契約に基づく受取保証料のキャッシュフローを含めるべきか	<p>ITGメンバーは、予想信用損失の測定に、金融保証契約に基づく受取保証料の期待キャッシュフローを含めるべきではない、としたITGのアジェンダ・ペーパーの結論について合意したようである。</p> <p>金融保証契約の残存期間は、保証料の受取りに左右される可能性があることが述べられた(例: 保証料が期日に支払われなければ、保証は無効になる)。</p>

7. 予想信用損失 — 測定日

【問題の所在】

IFRS第9号は、予想信用損失の測定は報告日に行うことを明示的に規定している。また、企業が金融資産の認識を中止する場合は、次の金額の差額を純損益に認識する。

- 帳簿価額(認識の中止日において測定)
- 受取対価

これは、金融資産の認識の中止日においても、予想信用損失が測定されることを意味している。

この論点を提出した市場関係者は、IFRS第9号が以下の時点における予想信用損失の測定を求めているのか質問した。

- 金融商品の当初認識日
- 金融商品の認識の中止日

ITGメンバーは、金融商品の当初認識時に予想信用損失の測定を求める規定はないが、認識の中止日には測定しなければならないという意見で合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
予想信用損失を測定する頻度	一部のITGメンバーは、予想信用損失を測定する頻度について、実務面の問題があると指摘した。高度化が進んでいる銀行は、月次で予想信用損失を測定する可能性があるが、その他の銀行は、年に1、2回しか行わない可能性がある。 一部のITGメンバーは、予想信用損失を測定する頻度が少ない場合でも、減損金額が認識される損益計算書上の表示科目への影響はあるが、当期純利益への影響はないと指摘した。
当初認識日における測定	ITGメンバーは、IFRS第9号では金融商品の当初認識時には予想信用損失の測定は求められない、という意見で合意したようである。これは、IFRS第9号において、金融資産は当初認識時に公正価値(取引コストを加算)で測定することが求められているためである。
認識の中止日における測定	ITGメンバーは、IFRS第9号では金融商品の認識の中止日には予想信用損失の測定が求められる、という意見で合意したようである。

8. 条件変更された金融資産の予想信用損失の測定

【問題の所在】

IFRS第9号では、金融資産の条件変更が行われても認識の中止がもたらされない場合は、企業は当該金融資産の帳簿価額総額を再計算して、条件変更による利得または損失を純損益に認識することが求められる。「帳簿価額総額」は、IFRS第9号において、損失引当金を調整する前の償却原価と定義されている。

IAS第1号「財務諸表の表示」では、減損損失及びその戻入は損益計算書上の個別の表示科目として表示することが求められる。しかし、条件変更による利得または損失には具体的な表示規定がない。

この論点を提出した利害関係者は、以下について質問した。

- 条件変更による利得または損失の計算方法
- 認識の中止にならなかった金融資産の予想信用損失の測定方法
- 条件変更による利得または損失及び予想信用損失引当金の変動の表示方法
- IFRS第7号「金融商品：表示」の第35J項により求められる開示には、どのような条件変更が含まれるか

この論点では、貸手が借手の返済可能見込額を考慮して、契約上のキャッシュフローを減額する具体例が審議された。

ITGメンバーは、条件変更後も、金融資産は引き続き損失引当金の計上対象となるという意見で合意したようである

【ITGの審議事項】

論点	ITGの審議事項
条件変更による利得または損失について、予想信用損失は考慮されるか	ITGメンバーは、条件変更による利得または損失は、帳簿価額総額の再計算により生じるものであるため予想信用損失は考慮しないという意見で合意したようである。
資産の一部の直接減額	一方で、一部のITGメンバーは、条件変更による利得または損失を認識する前に、資産の一部を直接減額することが適切となる可能性を指摘した。 IFRS第9号では、企業が金融資産の一部の回収を合理的に見込めない場合、金融資産の帳簿価額総額を減額することが求められる。債務者が返済不能となり、貸手が資産の一部を債権放棄する場合はこの要件を満たす可能性がある。
条件変更後に損失引当金は計上するか	ITGメンバーは、条件変更後も、金融資産は引き続き損失引当金の計上対象となる(すなわち、損失引当金は単純にゼロとはならない)という意見で合意したようである。 提出された具体例では、借手の返済可能額に関する貸手の最善の見積りが反映されるように、貸手は契約上のキャッシュフローを再交渉しているが、それらの新たな契約上のキャッシュフローが期日に満額返済されない可能性もある。 条件変更を通じて契約上のキャッシュフローを減額することにより、貸手は条件変更による利得または損失を実現させているが、条件変更時の最善の見積りよりもキャッシュフローが少なくなるリスクに引き続きさらされている。

論点	ITGの審議事項
条件変更後に損失引当金は計上するか(続き)	IFRS第9号に基づいて予想信用損失を測定する場合、企業は(信用損失が生じる可能性が低くても)信用損失が生じない可能性及び信用損失が生じるリスクの両方を検討する。
減損損失及び条件変更による利得または損失の区分表示	<p>ITGメンバーは、IAS第1号第82(ba)項により減損損失の区分表示が求められること、また、金融資産の条件変更による利得または損失については損益計算書及び包括利益計算書上表示すべき科目のガイダンスがないことについて合意したようである。</p> <p>一部のITGメンバーは、財務諸表利用者が企業の経営成績を理解する上で、区分表示が役立つと考えた。また一部のメンバーは、信用リスクに関する条件変更の場合は、総額の区分表示とともに、純額表示(すなわち、減損損失を条件変更による利得または損失と相殺)の情報もより有用となると考えた。</p>
IFRS第7号に基づく開示	ITGメンバーは、すべての契約上のキャッシュフローの条件変更は、IFRS第7号第35J項に基づく開示に含めるべきであるという意見で合意したようである。

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

仁木 一秀

T: +81 3 3548 5107

E: kazuhide.niki@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者である堀 洋彰及びArevhat Tsaturyanの努力に謝意を表します。

また、Ewa Bialkowska の貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年4月に発行した「IFRS NEWSLETTER-IFRS 9 IMPAIRMENT Issue 1」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS第9号減損ニュースレター(IFRS 9 Impairment Newsletter)は、KPMGが提供する、IFRS第9号「金融商品」の減損規定に関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。